

第 2 回研究会における指摘と対応

1 漁業管理組織調査関連

指 摘	対応案
- 資源管理計画が体系的にまとめられ、公表されていない状況である以上、施策に利用されていないからと、調査を廃止するのはいかなるものか。 - 漁業者から見ると、他の地域での資源管理の取組がわからなくなる。また、国民にとっても資源管理の取組を理解するための情報がなくなってしまう。 - 統計調査にもコストパフォーマンスが求められることや、調査を受ける側の負担軽減という観点も踏まえた判断が必要。	行政部局の利活用状況を踏まえ、調査体系をスリム化し調査関係者の負担軽減を図ることとするが、資源管理は重要な課題の 1 つとして、関係者はもちろん、一般の国民の皆様にとっても知っておくべき情報であるため、漁業協同組合を対象とする海面漁業地域調査において、資源管理計画等の策定状況について把握し、統計データとして発信する。 (別紙 1)

2 漁業集落関連

指 摘	対応案
漁業集落の設定において、必ずしも 1 漁港に 1 集落が設定されているわけではなく、A 集落と B 集落が C という港を一緒に使っているという例もある。高台移転後も、引き続き A 集落居住者と B 集落居住者が区分可能な場合は別集落とすべきではないか。	従来から、1 漁港に 1 集落のみを設定するという整理はしていない。今回の見直しでも、同じ漁港を使う漁業者が 1 カ所に移転していても、移転前の集落毎の区分が可能なら、別の集落として設定する。 (別紙 2)

3 試行調査関連

指 摘	試行調査における対応
(全調査票共通) 調査票の表紙における事務処理欄の右下の枠が、調査票にあったり無かったりで統一されていない。	本欄は経営体や事業所の名称を記入し、調査員が調査票管理のために活用する欄であるが、郵送調査においては誤送付の可能性を鑑み、枠をなくし記入もしないと整理したところであるが、調査票管理は基本指標コードにより可能であることから、全ての調査票から当該枠を削除し、統一する。

3 試行調査関連（続き）

指 摘	試行調査における対応
（漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ、内水面漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票） 漁業経営体調査票等において、販売金額の最上位階層の実額記入欄を新設することとしているが、すべて実額での記入とし、統計表は規模別で作成、公表したらどうか。	販売金額の実額記入については、記入者の忌避感が強く未記入が増え、調査員等における照会作業の負担が増加することから、これまで同様に、階層を選択する項目設定とし、最上位階層のみ実金額の記入とする。なお、最上位階層は会社等の団体が多く、実額の記入にも協力してもらえるものと考えている。
（漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ、内水面漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ） 水産加工場における出荷先を新たに把握し、輸出の状況を明らかにすることとしているが、漁業者における輸出の状況も把握する必要はないか。	漁業経営体における水産物の輸出については、行政利活用が無かったため、把握しないこととする。
（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票） HACCPの導入について、冷凍・冷蔵施設の事業所において今後導入が進む可能性もあるが、調査項目の追加は行わないのか。	冷凍・冷蔵工場におけるHACCPの導入状況については、行政利活用が無かったため、把握しないこととする。
（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票） 水産加工品において、「冷凍たい類」及び「冷凍かき類」が追加されたが「冷凍ぶり類」も多いと考えられるが、項目の追加は行わないのか。	「冷凍ぶり類」については、行政利活用が無かったため、把握しないこととする。
（漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ） 漁獲物・収獲物のお荷先として新設する「自家販売」「うち、自家店舗」は、次の設問にあわせて「自家販売のうち、販売店舗」の方が良いのではないか。	指摘のとおり「自家販売」「うち、販売店舗」へ修正する。
（漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ） 7月1日現在の海上作業に雇った人数を記入する項目の新規項目である「うち、漁家子弟」は、行政が使う言葉として不適切ではないか。	項目を「うち、親が漁業に従事する人」へ修正する。
（漁業経営体調査票Ⅰ・Ⅱ、海面漁業地域調査票） 「出荷先」と「最も多い出荷先」のような項目においては、「最も多い出荷先」に○印を記入すると、その選択肢は「出荷先」の一つとしての○印は必要ないと勘違いしてしまうのではないか。	設問文には、該当すべてに○印を付けるか、一つに付けるか記載をしているところであるが、記入漏れを防ぐため、項目の下段にも「(該当すべてに○印)」「(一つに○印)」を追記する。他の調査票の同じレイアウトのものは、同様に追記する。

2013年漁業
センサス

海面漁業地域調査

【調査対象】

- ・ 沿海地区の漁協

【主な調査事項】

- ・ 遊漁関係団体との連携の状況
- ・ 活性化の取組
- ・ 漁場環境の変化

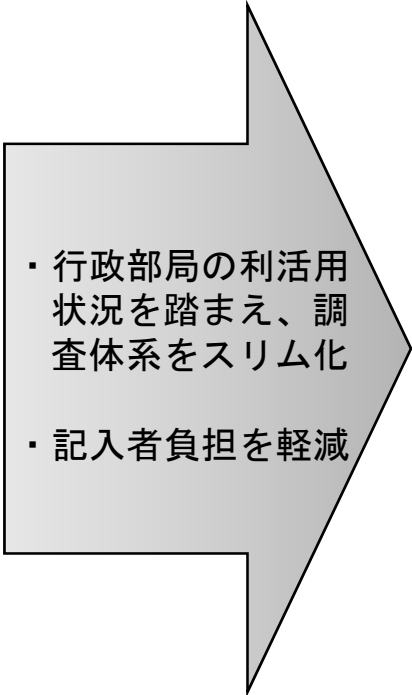
漁業管理組織調査

【調査対象】

- ・ 漁業管理組織
（漁協の部会等）

【主な調査事項】

- ・ 管理対象魚種
- ・ 漁業管理の内容等

- 
- ・ 行政部局の利活用状況を踏まえ、調査体系をスリム化
 - ・ 記入者負担を軽減

2018年漁業
センサス

海面漁業地域調査

【調査対象】

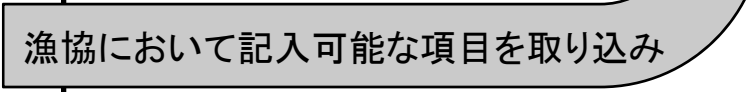
- ・ 沿海地区の漁協

【主な調査事項】

- ・ 遊漁関係団体との連携の状況
- ・ 活性化の取組
- ・ 漁場環境の変化
- ・ 資源管理の取組状況

【主な集計事項】

- 
- ・ 資源管理計画の有無別漁協数
 - ・ 対象魚種別資源管理計画数
 - ・ 漁業管理の内容別資源管理計画数



漁協において記入可能な項目を取り込み

新たな漁業資源管理への取組状況の調査項目イメージ（素案）

- 1 漁業協同組合内における資源管理計画及び漁場改善計画の策定数を記入してください。

	資源管理 計画数	漁場改善 計画数
総計画数		

- 2 上記の資源管理計画及び漁場改善計画について、対象としている魚種別に計画数を記入してください。

		資源管理 計画数	漁場改善 計画数
魚類	さけ・ます類		
	ひらめ		
	かれい類		
	まだい		
	その他のたい類		
	その他の魚類		
えび類	いせえび		
	その他のえび類		
かに類	がざみ類		
	その他のかに類		
貝類	あわび類		
	さざえ		
	あさり類		
	その他の貝類		
いか類			
たこ類			
うに類			
なまこ類			
その他の水産動物類			
海藻類	こんぶ類		
	その他の海藻類		

- 3 過去1年間の漁業協同組合の管轄区域内における漁業協同組合と遊漁関係団体と連携している取組の有無について、記入してください。

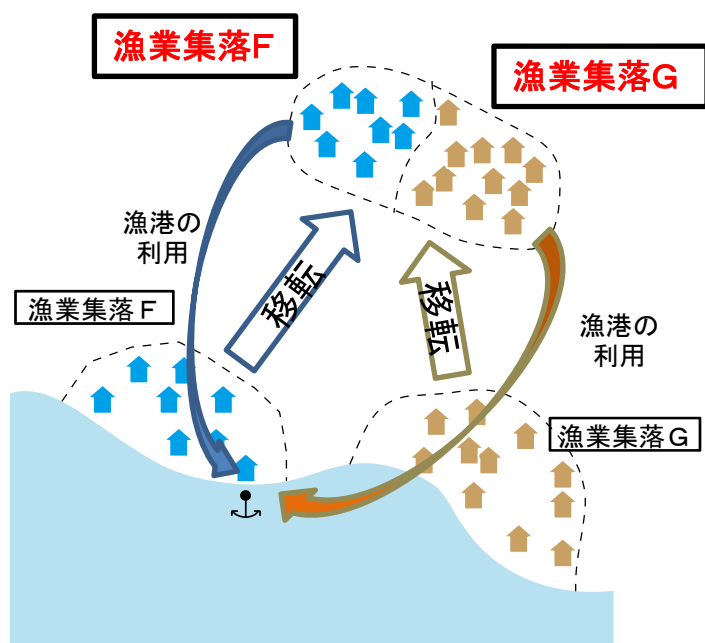
また、遊漁関係団体と連携している取組がある場合には、該当する下段の取組に○印を記入してください。

取組あり	取組なし

- 4 1の資源管理計画及び漁場改善計画について、実施する管理・改善内容別に計画数を記入してください。

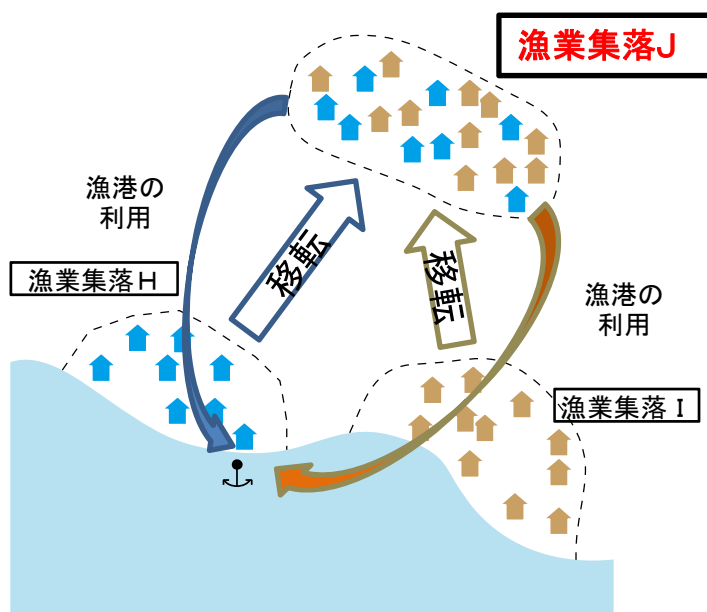
		資源管理 計画数	漁場改善 計画数	遊漁関係団体 と連携した取 組の有無
漁業資源の管理	漁獲(採捕、収獲)枠の設定			
	漁業資源の増殖			
	その他			
漁場の保全・管理	漁場の保全			
	うち、藻場・干潟の維持管理			
	うち、薬品等不使用の取組			
	漁場の造成			
	漁場利用の取決め			
漁獲の管理	その他			
	漁法(養殖方法)の規制			
	漁船、漁具の使用規制			
	漁期、出漁日数の規制			
	操業時間の規制			
	漁獲(採捕、収獲)サイズの規制			
	漁獲量(採捕量、収獲量)の規制			
	その他			

事例5：漁業集落F、Gが1カ所に高台移転し、1つの漁港を利用している場合（元の集落として分離が可能な状況）



従来どおりの漁業集落F、Gとして取り扱う。

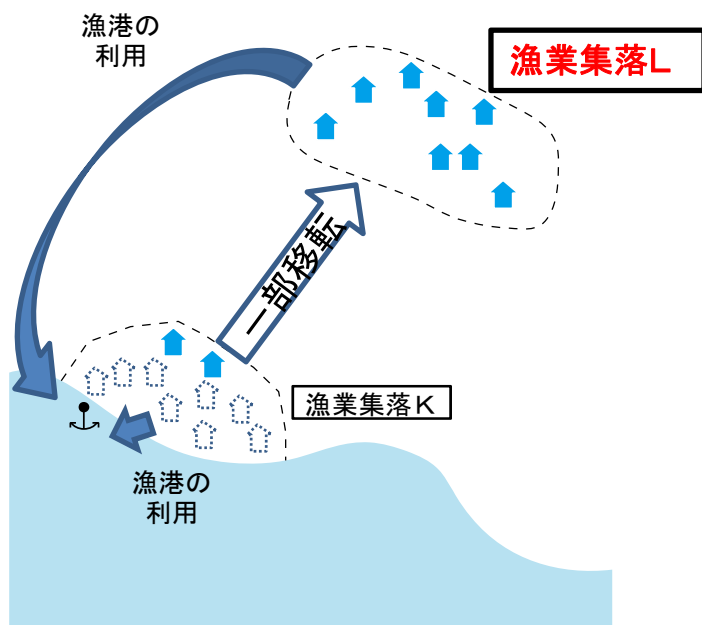
事例6：漁業集落H、Iが1カ所に高台移転し、1つの漁港を利用している場合（移転先で住居が混在し、元の漁業集落の分離が不可能な状況）



新たに漁業集落Jを設定する。

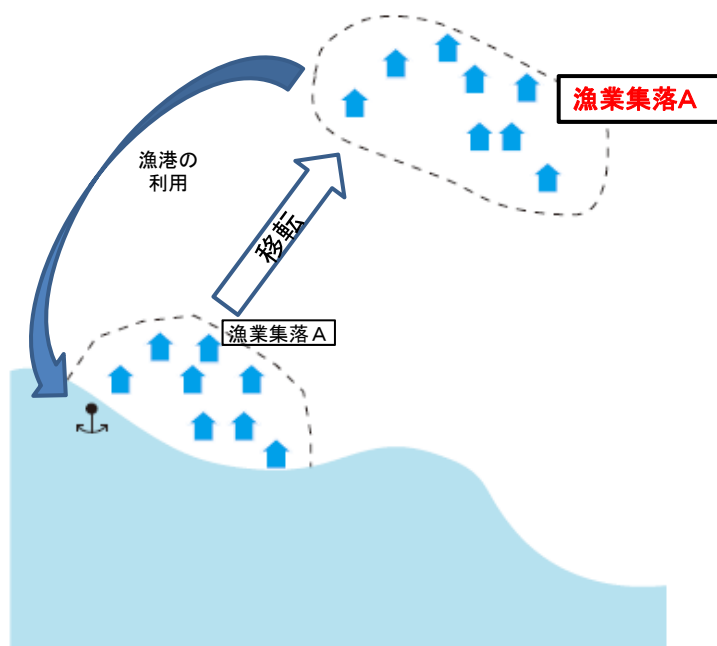
公表の際は、漁業集落Jは、漁業集落HとIが合併したものであることを明示し、連続性にも配慮する。

事例7：漁業集落Kの一部が高台移転し、一部の漁業者が元の集落に残る場合



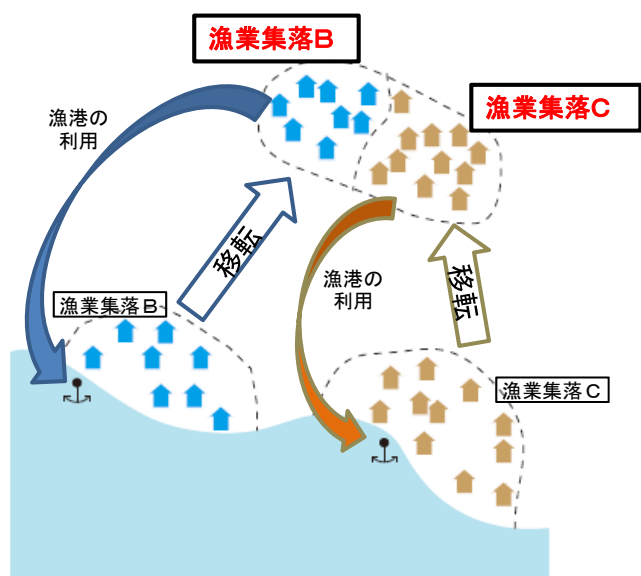
- 漁業集落Kは残す。
- 移転先の集落に、漁業経営体が4以上所在する場合は、新たな漁業集落Lとして設定する。

事例1：漁業集落Aがそのまま高台へ移転し、以前から利用していた漁港を利用している場合



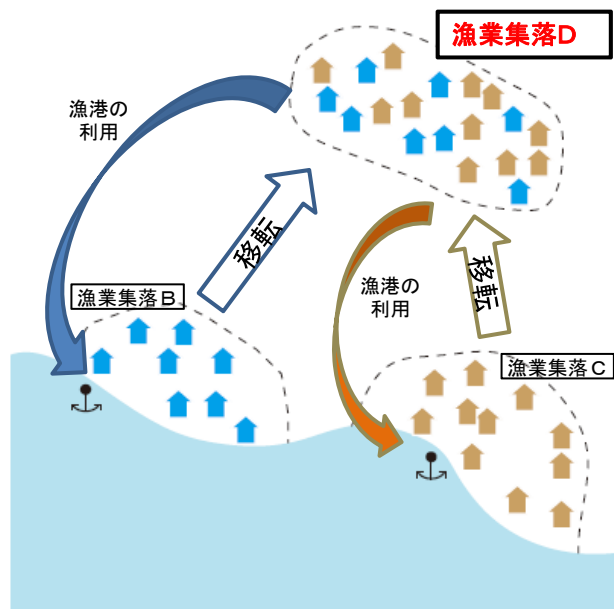
漁業集落が、そのまま高台移転したことから、従来どおりの漁業集落Aとして扱う。

事例2：漁業集落B、Cが1カ所に高台移転し、それぞれが以前から利用していた漁港を利用している場合（元の集落として分離が可能な状況）



複数の漁業集落が集まって高台移転したが、これまでどおりの漁業集落として分離できることから、従来どおりの漁業集落B、Cとして扱う。

事例3：漁業集落B、Cが1カ所に高台移転し、それぞれが以前から利用していた漁港を利用している場合（移転先で住居が混在し、元の漁業集落の分離が不可能）

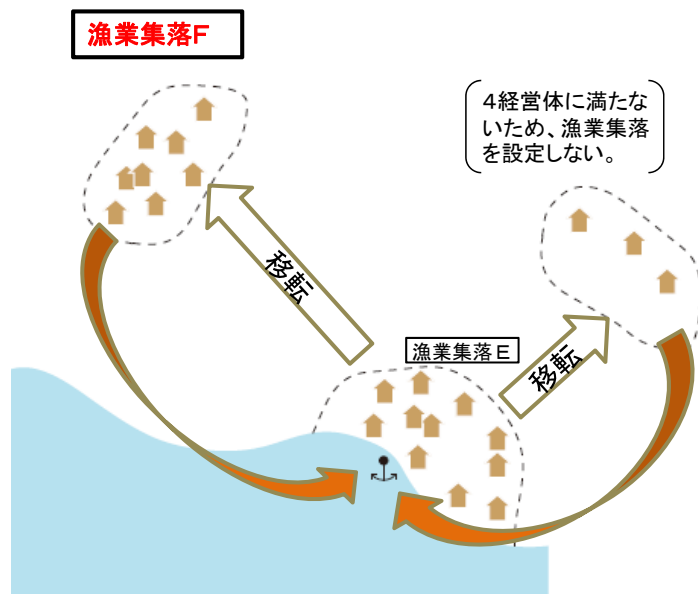


複数の漁業集落が集まって高台移転したが、住居が混在してしまい、これまでの漁業集落としての分離が不可能で、漁業経営体が4経営体以上の場合、特例として新たに漁業集落を設定する。

漁業集落の設定要領（2003年漁業センサス）

漁業経営体が4経営体以上の場合、社会生活面の一体性が保たれていると判断

事例4：漁業集落Eが複数カ所に分かれて高台移転し、以前から利用していた漁港をそのまま利用している場合



漁業集落が複数カ所に分かれて高台移転等した場合は、1カ所で漁業経営体が4経営体以上の場合、特例として新たに漁業集落を設定する。

なお、1カ所で漁業経営体が4経営体未満の場合、漁業集落を設定しない。